

# 浄化槽を正しく使って 我が家から川をきれいに



法定検査を受けなくてよいという業者は  
悪質な業者です。気を付けましょう。

# 浄化槽 維持管理 Q & A

埼玉県マスコット  
「さいたまっち」

**Q** 水洗トイレを使用しています。下水道に接続されているのではありませんか。



**A** 水洗トイレ=下水道ではありません。浄化槽の場合は庭先などに2、3個のマンホールと送風機があります。



▲マンホール

▲送風機

**Q** 年1回以上必ず清掃する必要がありますか。



**A** 浄化槽にたまつた汚泥は、長期間放置すると底部に固まつたり、浄化槽の内部を破損させたりして、悪臭や害虫が発生し、周囲が不衛生な環境になります。また、取り除くのに多額の費用を要することがあります。

**Q** 法定検査は何のために行うのですか。



法定検査とは、総合的に浄化槽の機能診断を行い、最終的に水がきれいになったことを確認する検査です。



**Q** ○○会社にお願いしているのは法定検査ではないですか。



**A** 法定検査を行う者は、保守点検や清掃を委託(依頼)している事業者とは異なります。お住まいの地域では(一社)埼玉県浄化槽協会が指定されています。

なお、保守点検業者が検査のお申込みや採水を代行する制度もあります。詳細は(一社)埼玉県浄化槽協会にお問い合わせください。

**Q** 法定検査の料金はいくらかかりますか。



**A** 一般家庭用(10人槽以下)で5,000円です。  
※消費税はかかりません。  
※11人槽以上の場合は料金が異なります。(一社)埼玉県浄化槽協会にお問い合わせください。

## 浄化槽についてのお問合せ、お申込み先

**清掃業者** 市町村ホームページまたは市町村の浄化槽担当課におたずねください。

**保守点検業者** 県水環境課ホームページまたは環境管理事務所におたずねください。

**法定検査のお申込み先**  
(一社)埼玉県浄化槽協会  
**048-501-5707**



各市町村浄化槽担当課

埼玉県

□ 北部環境管理事務所 **048-523-2800**  
□ 東部環境管理事務所 **0480-34-4011**  
□ 秩父環境管理事務所 **0494-23-1511**  
□ 越谷環境管理事務所 **048-966-2311**

環境部水環境課

**048-830-3083**  
**FAX 048-830-4773**